



UAゼンセン 政策ニュース

NEWS LETTER

No. 135
2023. 10. 04

発行所 UAゼンセン 〒102-8273 東京都千代田区九段南4-8-16
TEL 03-3288-3710 URL <https://www.uazensen.jp/>

発行人
西尾多聞

心理的負荷による精神障害の労災認定基準の改正

～ カスタマーハラスメントが追加 ～

心理的負荷による精神障害の労災認定基準については、策定から10年以上が経過する中で近年の社会情勢変化等に鑑み、最新の医学的知見を踏まえ厚生労働省の「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」において検証などを行い、2023年（令和5年）7月4日に報告書が取りまとめられた。その後、検討会報告書を踏まえ、2023年（令和5年）9月1日に労災認定基準が改正された。

主な改正のポイントは、業務による心理的負荷に「カスタマーハラスメント」「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」ことが加えられたこと、労災認定時において医学意見の収集方法が効率化されることなどが挙げられる。このことにより、より適切な認定、さらに審査の迅速化、請求の容易化が可能となる。加盟組合においては、衛生委員会等において改正内容を労使で共有し、従来から取り組んできたメンタルヘルス対策を補強していくことが必要である。

認定基準改正のポイント

1. 業務による心理的負荷評価表※の見直し

- ・具体的出来事「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」（いわゆるカスタマーハラスメント）を追加
- ・具体的出来事「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」を追加
- ・心理的負荷の強度が「強」「中」「弱」となる具体例を拡充（パワーハラスメントの6類型すべての具体例の明記等）

※実際に発生した業務による出来事を、同表に示す「具体的出来事」に当てはめ負荷（ストレス）の強さを評価

2. 精神障害の悪化の業務起因性が認められる範囲を見直し

悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したときには、悪化した部分について業務起因性を認める

3. 医学意見の収集方法を効率化

専門医3名の合議により決定していた事案について、特に困難なものを除き1名の意見で決定できるよう変更

（参考）厚生労働省「心理的負荷による精神障害の労災認定基準を改正しました」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34888.html

（労働条件局 柏田）